

医療的ケア児通院等交通費助成のお知らせ

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを日常的に受けることが不可欠である児童が、市外^(※)にある通院、通所、通学先へ行くために、保護者の送迎が必要となる場合の交通費を助成します。 ※市外又は自宅から16 km以上離れた施設に限ります。



医療的ケアとは

①人工呼吸器による呼吸管理、②喀痰吸引、③気管切開の管理、④鼻咽頭エアウェイの管理、⑤酸素療法、⑥ネブライザーの管理、⑦経管栄養、⑧中心静脈カテーテルの管理、⑨皮下注射、⑩血糖測定、⑪継続的な透析、⑫導尿、⑬排便管理、⑭痙攣時における処置

対象となる施設

「通院」 病院、診療所
「通所」 児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援事業所
「通学」 保育園、幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校（他制度との重複受給は不可）
※市外又は自宅から16 km以上離れた施設に限ります。

助成内容

車による送迎	1 kmあたり13円
公共交通機関による送迎	各種割引適用後の運賃（乗車券及び特急券）
通院証明書等にかかる文書料	実費額
（送迎場所までの距離、運賃の計算は松阪市が算定します）	

申請方法

以下の書類を添えて、窓口にて申請します。（2回目以降は電子申請でも可能です）
① 医師の指示書又は診断書（初回申請時のみ、他の書類等で市が判断できる場合は不要）
② 通院証明書又は通所・通園(通学)証明書（文書料を支払った場合は、その領収書）
③ 請求書（振込先の口座情報が必要です）

お問い合わせ

松阪市福祉事務所 障がい福祉課 ☎ 53-4082

※申請前に、お電話でお問い合わせいただくと手続きがスムーズです。